特許権	判決年月日	令和6年8月28日	担当	担当知財高裁第2部部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10107号	部	

○ 発明の名称を「誘導加熱コイルユニット、及び誘導加熱システム」とする特許に係る本件発明1~6のうち本件発明1及び本件発明4から本件発明6までの進歩性に係る判断に誤りがあるとして、特許無効審判請求に対する不成立審決を一部取り消した事例

(事件類型)審決 (無効不成立)取消 (結論)審決一部取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等)特許第6114435号

(審決) 無効2022-800026号

判 決 要 旨

- 1 本件は、発明の名称を「誘導加熱コイルユニット、及び誘導加熱システム」とする特 許に係る本件発明1~6について、特許無効審判請求を不成立とした本件審決の取消訴 訟である。争点は、特許発明と引用発明との相違点の有無及び相違点について容易想到 性が認められるか否かである。
- 2 本件審決は、本件発明 1 ~ 6 について、いずれも引用発明に基づき、又はそれらに周知・慣用技術を適用して、出願前に当業者が容易に発明することができたとは認められないなどと判断した。
- 3 本判決は、本件発明1及び本件発明4については、その進歩性を肯定した本件審決の 判断には誤りがあり、本件発明5及び本件発明6についても、本件発明1~4又は本件 発明1~5の全てに進歩性が認められることを前提にその進歩性を肯定した本件審決の 判断には誤りがあるとした。このうち、本件発明1及び本件発明4の進歩性に関する本 判決の判断の要旨は、以下のとおりである。
- 4 本件発明1と甲1発明との相違点1 (本件審決が容易想到性を否定した相違点)は、「『ケース』に関して、本件発明1では『電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂で構成され』るのに対して、甲1発明では『フェライト材料または粉末鉄で作られたコア10と、ソールプレート26』である点。」である。

相違点1について検討すると、本件発明1に係る特許請求の範囲の請求項1には「電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂で構成され前記加熱コイルを収容するケース」と記載されているにとどまるから、ケースの構成が前記の要素「のみ」からなるものに限定されるものと解することは困難である。

また、甲1発明において、「加熱コイルを収容するケース」は、「コア10とソール プレート26」から構成されるものと認められるところ、このうち「ソールプレート2 6」は、「アセンブリの底部に適用され、溶接されるべき非金属複合アセンブリに含ま れる金属サセプタに、コイルによって発生した渦電流を印加するために設けられる」(甲1 文献)ものとされていることからすると、「ソールプレート26」は、コイルを収容するケースとしてコイルと加熱対象物との間に置かれ、コイルによって発生した磁束を加熱対象物である金属サセプタに届かせるため、当該磁束を通過させる材料で構成されているものと理解される。そして、誘導加熱の原理からすると、電気絶縁性の非磁性材は、磁束に何ら影響を与えることなく、磁束を通過させる性質を有するものであり、各文献によれば、電気絶縁性の非磁性材の構成材料としてはセラミックや樹脂があったことが周知であったと認められる。

そうすると、甲1発明の「ケース」を構成する「コア10とソールプレート26」のうち「ソールプレート26」について、磁束を通過させる性質を有する電気絶縁性の非磁性材として周知のセラミック又は樹脂を選択し、「コア10と電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂」で構成される「ケース」とすることは、当業者にとって容易想到であったというべきである。

5 本件発明4と甲5発明との相違点4 (本件審決が容易想到性を否定した相違点)は、「『誘導加熱装置』に関して、本件発明4は、『誘導加熱コイルユニット』であるのに対し、甲5発明は、『ユニット』であるか不明である点。」である。

相違点4について検討すると、本件発明4の「誘導加熱コイルユニット」は、その文 言に照らし、「誘導加熱コイルを含む構成単位」を意味するものと解され、特許請求の 範囲の記載上、「誘導加熱コイルユニット」の語がこれと異なる特別の意味で用いられ ているとは認められない。そして、本件明細書の【0007】に、本件発明の目的とし て、「取り扱いが容易な誘導加熱コイルユニット及び、その誘導加熱コイルユニットを 用いた誘導加熱システムを提供すること」にあると記載されていることに照らすと、何 らかの誘導加熱システムの構成単位として用いることができるような誘導加熱コイルの 構成単位である限り、本件発明4における「誘導加熱コイルユニット」に該当するので あり、本件発明において「ユニット」である旨の限定は、それ以上の意味は持たないと いうべきである。しかるところ、甲5文献の明細書及び図面によれば、甲5発明の「電 気調理器」については、それ自体で調理器具として使用可能な完成品であることが認め られる一方、およそ他の誘導加熱システムの構成単位とすることができないものとは認 められない。完成品となるのか、他のシステムの構成単位となるかは、使用目的等によ り決まる相対的な問題である(例えば、完成品であるネジは、それが使用される機械と の関係では部品であり、構成単位である。)。甲5発明は、それが調理器具として完成 品であったとしても、他の誘導加熱システムの構成単位として使用することも可能であ る以上、本件発明4の「誘導加熱コイルユニット」に該当するものと認めることは妨げ られないというべきである。したがって、相違点4は、実質的な相違点ではないという べきである。